

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和4年6月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市コンプライアンス条例の一部を改正する条例	公益通報者保護法の改正に伴い、公益通報を行うことができる者の範囲を拡大するものです。	令和4年 6月議会 議案 第49号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 公益通報を行うことができる者の範囲の拡大に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例	地方税法の改正に伴い、上場株式等の配当所得等に係る賦課方式を見直すとともに、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長措置等を講じるものです。	令和4年 6月議会 議案 第50号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市税の賦課徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	納税課 089-948- 6357
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税を引き続き実施するとともに、特定業務施設の供用開始までの期限を1年延長するものです。	令和4年 6月議会 議案 第51号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市税の賦課徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	資産税課 089-948- 6308
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

4	松山市公民館条例の一部を改正する条例	番町公民館の建替えに伴い、会議室等の使用料を改定するものです。	令和4年 6月議会 議案 第52号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 使用料の徴収に関するものであるため(実施要 綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	地域学習 振興課 089-948- 6601
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
5	松山市自転車等の駐車対策 に関する条例の一部を改正 する条例	松山駅周辺土地区画整理事業の 進捗に伴い、松山市営松山駅前駐 輪場を移転に向けて廃止するととも に、松山駅前仮設駐輪場を設置す るものです。	令和4年 6月議会 議案 第53号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 公の施設の設置管理に関するものであるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	都市生活 サービス課 089-948- 6074
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆さんの意見を

どのように聴いたのか、についてまとめたものです。

②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。

③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。

④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。

⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。

⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、

必要な事項を公表する ⇒市民の皆さんの意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、

という一連の手続をいいます。